

# 第 1 回技術情報検討会議事概要

1. 日 時：平成 25 年 3 月 25 日（月） 15：00～16：45

2. 場 所：原子力規制委員会 13 階 A 会議室

3. 出席者：

原子力規制委員会

更田委員

原子力規制庁

櫻田審議官、山本審議官、大村安全規制管理官（BWR 担当）、市村安全規制管理官（PWR・新型炉担当）、信濃安全規制管理官、鍋島審査官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）、小原安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）、小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）、古金谷事故対処室長、山田技術基盤課長

事務局

鎌倉安全研究推進室長、田口技術基盤課課長補佐（企画担当）、小林技術基盤課課長補佐、小多係員

原子力安全基盤機構

平野総括参事、佐藤総括参事

企画部：野口部長、岡崎次長、植松安全情報グループ長、角田専門職、安池上席、大角主研、伊藤主研

検査部：長谷部部長

原シ部：舟山放射線・水化学グループ長、宇津野調査役、坂本調査役心得

核廃部：迎計画グループ長

耐震部：堀野部長

日本原子力研究開発機構

渡邊研究主席

4. 議題： （1）技術情報の検討について  
（2）その他

5. 議事要旨

事務局及び原子力安全基盤機構（以下、「JNES」という。）より、議題（1）「技術情報の検討について」について、資料の順に従って説明。

議論等の主な意見は以下のとおり。

○事務局より、「原子力施設の運転経験反映のための取組みについて」（参考資料 1-1）を用いて、概要説明があった。その内容は次のとおり。

JNES で国内外の情報を入手、スクリーニングし、その結果を規制庁へ報告する。規制庁内で内容を確認し、各担当安全規制管理官、JNES 及び安全研究推進室で協議し対応方針を検討する。それをもとに本会合を開催し、検討状況等を確認する。これらの検討状況等は原子力規制委員会に定期的に報告するが、緊急案件・重要案件については、直ちに原子力規制委員会へ報告し必要な決定等を受ける。また、本会合の資料は、原則として原子力規制委員会のホームページに公開し、一般の方からの意見も受け付け検討を行う。

○2次スクリーニングの検討状況（資料1-2）

- ・優先順位の説明があつてしかるべきで、対応を急ぐもの、そうでないものを検討することがまず必要だと思う。
- ・緊急を要する案件は、当然優先順位は上がるが、段階を踏んで調査をしないとスクリーニングできないという現状があるのも事実。
- ・次回以降、JNESと相談し、進捗状況も確認しつつ、優先順位についても分かりやすい資料としたい。

○対応安全情報とする案件（資料1-3）

<化学物質の漏えい又は流出によるプラント通常運転への影響>

- ・検討のスケジュールとしては、25年7月に施行される新安全基準には反映されないと聞いているが、次の基準の見直しに反映する予定である。
- ・対応安全情報として、担当課において、直ちに対応が必要か、そうでないかを検討し、いつまでに対応すべきであるかということを決めておくべきである。
- ・対象施設がPWRとBWRのみであるが、その他の原子力施設についても関係はあるはずであり、基準の作成は進んでいるので、対象施設については、間口を広くとらえて作業を進めるべきである。

○2次スクリーニングで終了とする案件（資料1-4）

<MELOX工場での手順違反>

- ・フランスでは手順書が設けられていなかったわけではない。フランスには手順書がなく、それが法令違反ではないが、日本において手順書違反は法令違反となる、ということであれば分かる。

<MELOX工場の研究所での臨界安全性要件違反>

- ・フランスの手順書ではある要件についての記載が無かったが、日本の手順書ではその記載があるから対応は不要である、という説明は納得できる。
- ・わざわざ海外の事例を取り上げるのだから、海外ではとられていない対策が日本ではとられている、というような分かりやすい説明を、個々の事例についてもして欲しい。

<高レベル放射性廃液蒸発・貯蔵プラントへの冷却水の供給停止>

- ・今後の新しい基準を検討する際に、このような課題も取り上げていくべきである。
- ・JNESのスクリーニング結果で、「対応不要」と記載している部分は、「対応不要と考える」とした方が良い。それくらいの意気込みでスクリーニングするのは良いが、対応の要否は、本会合で決定すべきものである。

<仏ラアーク再処理工場でのヒドラジン濃度の検査間隔逸脱>

- ・JNESの見解で調査が必要とあったとおり、規制組織としても調査を実施している。そのことが分かるように資料を修正する必要がある。

○規制庁で入手したトラブル情報（資料1-5）

- ・本件については対応安全情報としないが、このようなトラブル情報があるということで情報提供する。

○対応安全情報リスト（累積）（資料1－6）

- ・旧保安院時代の対応安全情報と、規制庁になってから独自に集めた対応安全情報をまとめたもの。個別の案件の対応状況は、随時更新していきたいので、今後、本会合の開催前に担当安全規制管理官等に照会することとする。

○インディアンポイント2号機の静的触媒式水素再結合装置（PAR）の撤去の誓願について（資料1－7）

- ・JENSより、本件の事象の概要、経緯等及びNRCの判断は6月の見込みである旨の説明があった。

○その他、本会合全体を通して

- ・規制庁、JENSという組織は関係なく、実務者も含めた実質的な議論を進めてはどうか。
- ・資料1－2について、優先順位が見えるようにしてはどうか。
- ・1次スクリーニングで終了しているものにも注意を要するものもあるように思われる。

以上